

# 平成29年度 仙北市住宅リフォーム促進事業

住宅改善を促進するとともに、市民の生活環境の向上及び地域経済の活性化を図るため、自己の所有する住宅等を市内の事業者を利用して修繕、補修、増築及び下水道施設へ接続工事を行った者に対し補助金を交付します。

タイプ 補助率等	一般世帯		市外からの定住世帯	
	一般世帯	子育て世帯	一般世帯	子育て世帯
基本補助率	補助対象工事費の <b>5%</b> (限度額10万円)	補助対象工事費の <b>10%</b> (限度額20万円)	補助対象工事費の <b>10%</b> (限度額20万円)	補助対象工事費の <b>15%</b> (限度額30万円)
上乗せ補助	融雪設備費の <b>5%</b> (限度額5万円)			
	下水道施設等に接続する場合は一律 <b>10万円</b>			
合計(最大)	<b>25万円</b>	<b>35万円</b>	<b>35万円</b>	<b>45万円</b>

◎子育て世帯.....申請年度に18歳以下の子ども若しくは高等学校に在学する子どもを扶養する世帯

◎市外からの定住世帯.....5年以上仙北市外に在住し、仙北市に引き続き5年以上住み続けることを目的に住民登録をしている世帯

## 【補助対象者】

○補助対象者は、市民であって申請者及び同居者に市税及び市諸収入に未納がない者

## 【対象となる住宅】

○市内に存する自らが居住する専用住宅及び併用住宅並びにこれらに付属する建物(賃貸住宅は除く)

○併用住宅は、専ら居住の用に供する部分のみ

## 【対象となる工事】

○次に掲げる工事のいずれかであって、当該工事に要する経費(消費税等含む)が50万円以上であること

(1)対象住宅の修繕、補修及び増築(対象住宅の床面積を超えない範囲のものに限る)、車庫・物置の改修等

(2)屋根の葺き替え、屋根又は外壁の塗り替え、融雪設備、トイレ・浴室台所改修等、模様替えのための工事

(3)(1)(2)の工事に伴い、雑排水及びトイレを下水道施設等へ接続するための工事。ただし、浄化槽本体工事、

屋外排水管工事及び仙北市水洗便所等改造資金融資あっせんを活用した工事は除く

## 【補助対象外工事】

○倉庫、駐車場、フェンス等の住宅本体以外の工事・住宅用太陽光発電システム工事

○その他、リフォーム工事を伴わないもの

## 【施工業者】

○市内に事業所を有する法人又は個人であること(下水道施設等への接続工事を含む)

## ★補助金の交付申請は、同一年度内に1回限りです★

■平成22年度から28年度に本事業を利用された方は、補助を受けたリフォーム等工事箇所・工事内容と異なる工事を申請する場合は対象となります。その場合は、先に受けた補助金と合わせて10万円を限度とする。**ただし、子育て世帯に該当する場合は20万円を限度とする。**

**【申込期間】平成29年4月3日～平成29年10月31日(平成30年3月30日までに完了届を提出できる事) 但し、申請の受付は予算の状況により途中で締め切ることがあります。**

※秋田県の住宅リフォーム推進事業や介護保険による住宅改修と併用ができます。

※補助金の交付申請は、工事に着手する前にお願います。

## 【問い合わせ先】

仙北市役所西木庁舎2F 建設部建設課 都市計画係 TEL0187-43-2295